

# 児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワーク

—職業指導員の支援内容と関連して—

## Residential Social Work in Child Foster Care Institutions: In Connection with the Support of Vocational Instructor

宮崎 正 宇\*

Seiu MIYAZAKI

**要旨：**本論文は、レジデンシャル・ソーシャルワークの体系化に寄与することを目的とする。まず、児童養護施設に入所する児童の現状把握を行った上で、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワーク実践の流れを整理した。次に、児童養護施設におけるリービングケアとアフターケアに対する「職業指導員」の支援内容を具体的に取上げ、レジデンシャル・ソーシャルワークとの関係性を明らかにした。施設職員は、「ソーシャルワーク」の視点で、施設退所後も含めて長期的に児童やその家族の自立支援を行う必要があり、リービングケアとアフターケアにおいて、「職業指導員」等の専門職を施設に配置するといった方法は活動を組織化していく上で有効である。

**キーワード：**児童養護施設、レジデンシャル・ソーシャルワーク、職業指導員

### I. 緒言

児童養護施設は、2018（平成30）年3月31日現在、全国に605箇所設置され、25,282人（定員32,253人）の児童の養育を担っている「社会的養護施設」の一つである。その設置目的は、児童福祉法第41条で、「児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下、この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」と規定されている。

厚生労働省が公表した「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）」によると、児童虐待の増加等に伴い、児童養護施設に入所する児童のうち、約6割は虐待を受け、約3割に障害等があるといった現状が示されており、複雑かつ多様化している課題のある児童に対する自立支援の困難性が増加している。また、児童養護施設に入所する児童の保護者自身も、貧困

\* みやざき せいゆう 客員研究員・高知県福祉事業財団 児童養護施設 子供の家

表 1 児童養護施設における入所時の年齢別割合

	6歳未満	6歳～12歳未満	12歳～15歳未満	15歳～18歳未満	18歳以上
2013年	52.9%	33.1%	10.7%	3.2%	0%
2008年	53.8%	34%	9.7%	2.2%	0%

出所) 厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果(平成25年2月1日現在)」と厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果(平成20年2月1日現在)」をもとに筆者が作成

や精神疾患、地域からの孤立といった様々な課題を抱えており、施設内の児童だけでなく、その家族まで視野に入れた幅広い支援が求められる。さらに今日、育児不安や育児困難を抱えた地域の子育て家庭に対する支援・相談や地域の里親支援等も社会的に必要不可欠な状況である。

特に近年、児童養護施設では、表-1のように、相対的に高年齢児童の入所割合が増加しており、「児童養護施設入所児童等調査結果(平成25年2月1日現在)」によると、平均の入所期間も4.9年(前回調査時(平成20年2月1日現在)は4.6年)と長期化していることから、高年齢児童に対する自立支援が大きな課題になっている。

これらのことは、施設の中では「ソーシャルワーカー」であることが期待されている社会福祉士が中心となって解決していく事柄であるといえるが、現在の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」では、社会福祉士の配置は施設に必置の条件とはされていない。そのため、有資格者がほとんどいない児童養護施設もあり、その対応には厳しい現状がある<sup>1)</sup>。

児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワーク実践の流れは、アドミッションケアからインケア、リービングケア、アフターケアに至るまで連続性をもって展開されている。アドミッションケアは施設入所前から施設入所時のケア、インケアは施設入所中のケア、リービングケアは施設退所前から施設退所時のケア、アフターケアは施設退所後のケアをそれぞれ意味しており、在園生が社会的自立に向けて円滑に移行できることが重要である。

以上、児童養護施設における自立支援を長期的な視点で考えていくために、リービングケアとアフターケアに対するレジデンシャル・ソーシャルワークについて検討しておきたい。

## II. 児童養護施設におけるリービングケアとアフターケアに対するレジデンシャル・ソーシャルワーカー職業指導員の支援内容を参考に—

「職業指導員」は、2013(平成25)年度から、A施設の所在する九州地方のある県内の児童養護施設への配置が開始され、毎月1回、定例会を開催し、情報交換や事例検討会等を行っている。支援内容としては、退所児童等アフターケア事業と共同で、県内の児童養護施設に在園中の高校生に対して、SST(ソーシャルスキルズトレーニング)等の実施が主なものである。「職業指導員」の制度は、現代の児童養護施設として必要な機能であり、普遍化したいと考えるのは筆者だけでないと思われる。

よって、筆者が博士論文を執筆していた頃に調査したA施設の職業指導員の支援内容を取り上げ、レジデンシャル・ソーシャルワークについて考察し、その関係性を明らかにしていきたい。2017(平成29)年8月にA施設の社会福祉士資格を所持した「職業指導員」に筆者がインタビュー調査を行い、データの分析手法としては、レジデンシャル・ソーシャルワークの実践で生じている状況把握から分析可能なKJ法を採用した。

KJ法は、文化人類学者の川喜田二郎が、データをまとめるためにデータをカードに記述し、カードをグループごとにまとめて図解化し論文等にまとめていく手法である。共同での作業にもよく用いられ、「創造性開発」（または創造的問題解決）に効果があるとされている（川喜田1986）。フィールドワークで膨大なデータを収集した後、あるいはブレインストーミングにより様々なアイデアを出した後の段階で、それらの雑多なデータやアイデアを統合し、新たな発想を生み出すためにKJ法が一般的に行われていることはよく知られている通りである。

KJ法の分析の枠組みにそって、逐語録からラベルを作成した後、小グループ（まとまったラベル）と残ったラベルとでグループ編成を行いながら大グループを作った（表2）。

A施設の概要であるが、九州地方にある小規模グループケアを行っている施設である。敷地内に児童家庭支援センターが併設されている。また、A施設のすぐ近くに障害者グループホームを設立している。A施設の結果を、最終段階で得たグループ（島）の表札で作成したインデックス図解として図1に示す。

表2 グループ編成

ラベル数	1 段目	2 段目	3 段目	4 段目	5 段目	6 段目	7 段目
108	85	64	47	32	21	14	6

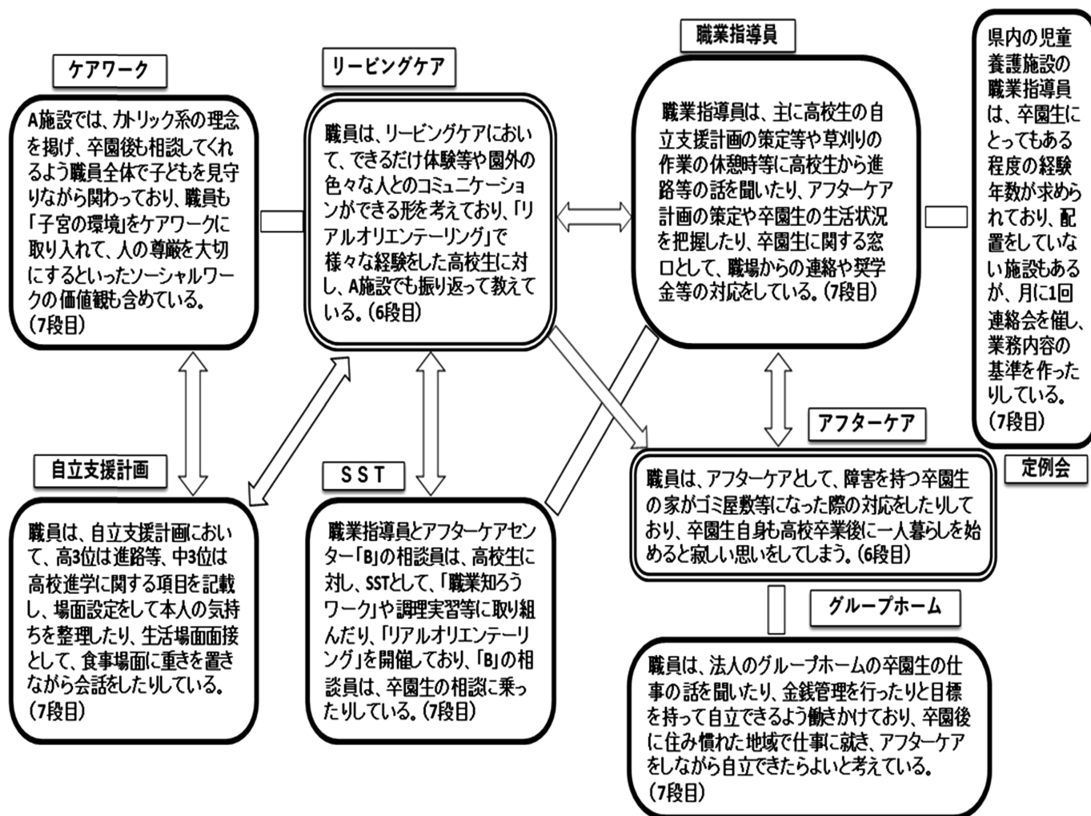


図1 A施設のインデックス図解

出所) 宮崎正宇 (2019) 「児童養護施設におけるリビングケアとアフターケアに関する研究——レジデンシャル・ソーシャルワークを中心に」高知県立大学大学院人間生活学研究科博士論文 (未公開), 46. の図を筆者が一部修正して作成

まず、図解を関係線に沿って説明する。A施設では、職員が、A施設の掲げるカトリック系の理念に基づいた「ケアワーク」を行っている。また、職員は、「自立支援計画」を策定し、それに基づいた「リービングケア」の実践を行なっている。リービングケアにおいては、「職業指導員」が深く関与しており、職業指導員は、高校生に対して退所児童等アフターケア事業と合同で「SST（ソーシャルスキルズトレーニング）」を実施している。職業指導員は、「アフターケア」の実践にも深く関与しており、A施設では、アフターケアの一環として、法人の「障害者グループホーム」を運営している。また、A施設の所在する県内の児童養護施設の職業指導員は、定期的に「定例会」を催している。なお、「退所児童等アフターケア事業」は、国の補助事業として、2010（平成22）年度から開始されているものである。主な支援内容としては、施設を退所した後の地域生活及び自立を支援している。また、卒園生同士が意見交換や情報交換ができるような居場所の提供を行うことである。その役割は高齢児童が増加している児童養護施設の現状を鑑みると今後はますます重要となろう。

次に、図解全体を説明する。A施設では、カトリック系の理念を掲げており、職員も「子宮の環境」をケアワークに取り入れながら、人の尊厳を大切にすといったソーシャルワークの価値観もケアワークに含めている。その上で、職員は、インケアから在園生と信頼関係を築き、職員全体で見守りながら関わっており、A施設が故郷といった感覚が在園生に芽生えたら、退所後も相談してくれると考えている。

職員は、自立支援計画において、高校3年生位は進路等、中学3年生位は高校進学に関する項目を記載し、場面設定をした上で本人の気持ちを整理したり、生活場面面接として、食事場면을重視して会話をするようにしている。また、職員は、リービングケアにおいて、引っ越し作業をしており、できるだけ体験等ができる形や園外の色々な人とコミュニケーションが取れるようになったらよいと考えている。その上、職員は、「リアルオリエンテーリング」で様々な経験をした高校生に対し、A施設でも振り返って教えており、よい経験になってきていると考えている。

そして、職員は、アフターケアとして、障害を持つ卒園生の家がゴミ屋敷になった際の対応もしているが、卒園生自身も高校卒業後に一人暮らしを始めると寂しい思いをしてしまうといった現状がある。さらに、職員は、法人の障害者グループホームで生活している卒園生の仕事の話を聞いたり、金銭管理等を行いながら卒園生自身が目標を持って自立できるよう働きかけているが、障害がある子が退所後に住み慣れた地域で仕事に就き、アフターケアで見守りながら自立した生活ができたらいと考えている。

一方、A施設の所在する県独自の取り組みとして、職業指導員の制度があげられる。県内の児童養護施設の職業指導員は、卒園生にとってもある程度の経験年数が求められており、配置をしていない施設もあるものの、月に1回は連絡会を催し、業務内容の基準を作ったりしている。職業指導員は、主に高校生の自立支援計画の策定への関与や草刈りの休憩時等に高校生から進路等の話を聞いたり、アフターケア計画の策定や卒園生の生活状況の把握をしたり、卒園生に関する窓口として、卒園生の職場からの連絡や大学等に進学した卒園生の奨学金の手続き等の対応をしている。さらに、職業指導員とアフターケアセンター「B」（退所児童等アフターケア事業）の相談員は、高校生に対して、SST（ソーシャルスキルズトレーニング）として、「職業知ろうワーク」や調理実習等に取り組んだり、「リアルオリエンテーリング」を開催しており、「B」の相談員は、A施設の所在する県内の他の児童養護施設を含む卒園生の相談に乗ったり、離職した卒園生の職場探しも行っている。なお、「職業知ろうワーク」では、柔道整復師や調理師、美

容師等にその職業についてのインタビューを高校生自身が行うことで、色々な仕事を知る機会になっており、「リアルオリエンテーリング」では、同じ班の高校生達が市役所で住民票を取る練習をしたり、銀行で入金の手続きを模擬的に体験している。

### Ⅲ. 考察

施設職員は、「ソーシャルワーク」の視点で、施設退所後も含めて長期的に児童やその家族の自立支援を行う必要があることをあらためて強調しておきたい。自立支援は、児童養護施設における支援の要である「自立支援計画」に顕著に見られるようにソーシャルワークに欠かせない機能であり、インケアだけでなく、リービングケアやアフターケアまで継続していく視点が今日的には重要である。職業指導員は、「自立支援計画」の策定や関係機関との「ネットワーク」を基盤に様々な活動しており、それらの取り組みがレジデンシャル・ソーシャルワークと密接に結びついていることを職業指導員の支援内容から確認することができた。

リービングケアに対するレジデンシャル・ソーシャルワークの中心は、自立支援計画の策定過程において、自立に向けたプログラムを適切に位置付けることである。施設内で取り組みが可能な支援プログラムを自立支援計画に組み入れて取り組むことが重要であり、例えば在園生が自立の準備のために一定期間自活訓練を行うといった「一人暮らし体験（練習）」に見られるように、そのために必要な設備の設置等を行っている施設もある。

多くの施設職員は、日常生活支援が中心のケアワーク中心の業務を行っており、家事全般にわたる生活技術の一つひとつ丁寧に子どもに習得させ、時には別室を利用し、自立に向けた話を個別に行っている。あわせて、A施設の職業指導員がアフターケアセンター「B」（退所児童等アフターケア事業）と一緒に取り組む「リアルオリエンテーリング」や「職業知ろうワーク」、「SST（ソーシャルスキルズトレーニング）」に見られるように、子どもの主体性を伸ばせるよう、より体験的、実践的な取り組みが求められている。

つまり、施設内だけでは、自立を達成することは困難なために、施設職員には、退所児童等アフターケア事業をはじめ、児童相談所や学校、病院、福祉事務所等の関係機関との連携が求められており、常日頃から顔の見えるネットワークを形成しておく必要がある。

一方、アフターケアに対するレジデンシャル・ソーシャルワークの中心は、地域で卒園生の生活を支える仕組みや拠点づくりである。卒園生が地域で孤立しないよう、退所児童等アフターケア事業等を活用しながら、長期的に自立支援を行うのである。

以上、児童養護施設における職業指導員の支援内容からレジデンシャル・ソーシャルワークとの関係性を明らかにしたが、アフターケアにおいては、リービングケアで積み残された課題によって、卒園後の生活が大きく崩れないように手立てを講ずる必要がある。つまり、リービングケアにおいては、児童養護施設を中心とした関係機関によるネットワーク形成とその活用が求められているが、アフターケアにおいては、卒園生の居住地を中心とした関係機関や地域のボランティア等によるネットワーク形成とその重層的な活用が求められていることといえるのである。その意味でも職業指導員<sup>2)</sup>等の専門職を施設に配置するといった方法は活動を組織化していく上で有効であろう。

## 註

- 1) その点は、宮崎正宇（2017）「第2章 社会福祉士等による児童・家庭福祉領域におけるソーシャルワーク」櫻井慶一・宮崎正宇編著『福祉施設・学校現場が拓く児童家庭ソーシャルワーク——子どもとその家族を支援するすべての人に』北大路書房、を参照されたい。
- 2) 東京都は、全国に先駆け、2012（平成24）年度から、自立支援強化事業の実施に伴い、「自立支援コーディネーター」を児童養護施設に配置している。その背景として、東京都において、児童養護施設等退所者へのアンケート調査の結果報告（2011年）を受け、改めて自立支援とアフターケアのより一層の充実が求められたことがある。また、高知県では、2016（平成28）年度から「入所児童自立支援等事業」を補助事業として行っている。本事業は、児童の施設退所後の自立を見据えた総合的な支援を目的として、児童の進路指導に関する施設職員への助言や学校等との連絡・調整、就労に関する関係機関との連携を行う「自立支援職員」を配置するものである。詳細は、宮崎正宇（2019）「児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワーク——自立支援職員の業務内容との関連において」『生活科学研究』41, 77-82、を参照されたい。

## 引用文献・引用 URL

川喜田二郎（1986）『KJ法——混沌をして語らしめる』中央公論社。

厚生労働省（2009）「児童養護施設入所児童等調査結果（平成20年2月1日現在）」（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jidouyogo/19/>）。

厚生労働省（2015）「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）」（<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf>）。

宮崎正宇（2019）「児童養護施設におけるリービングケアとアフターケアに関する研究——レジデンシャル・ソーシャルワークを中心に」高知県立大学大学院人間生活学研究科博士論文（未公刊）。